

平成 23 年分収支報告に係る政治資金監査報告書について  
(都道府県選挙管理委員会分)

I. 政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果

1. 政治資金監査の結果 (Q3 関係)

【都道府県選管分】

区 分	団体数	割合
調査団体数	2, 127 (前回 2,323)	
(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたもの	2, 045 (前回 2,200)	96.1% (前回 94.7%)
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	19 (前回 23)	0.9% (前回 1.0%)
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの	62 (前回 99)	2.9% (前回 4.3%)
(4) (2) 及び(3) が複合したもの	1 (前回 1)	0.1% (前回 0.0%)

【参考①：総務大臣分】

区 分	団体数	割合
調査団体数	829 (前回 962)	
(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたもの	796 (前回 920)	96.0% (前回 95.6%)
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	7 (前回 8)	0.8% (前回 0.9%)
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの	23 (前回 30)	2.8% (前回 3.1%)
(4) (2) 及び(3) が複合したもの	3 (前回 4)	0.4% (前回 0.4%)

【参考②：総務大臣分+都道府県選管分】

区 分	団体数	割合
調査団体数	2, 956 (前回 3,285)	
(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたもの	2, 841 (前回 3,120)	96.1% (前回 95.0%)
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	26 (前回 31)	0.9% (前回 0.9%)
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの	85 (前回 129)	2.9% (前回 3.9%)
(4) (2) 及び(3) が複合したもの	4 (前回 5)	0.1% (前回 0.2%)

[注] 以下の質問項目によっては、感想にとどまっている回答が含まれることに留意。

## 2. 収支報告書及び当該報告書と併せて提出する書類について

Q 1. 収支報告書の「支出」に関する箇所について不備等を指摘する事項はありましたか？

(単位：選管数)

<※>H②

●なかった	6	3
●あった (※)	41	44
支出の金額が間違っていた	26	24
支出項目が間違っていた	20	21
支出の小計が間違っていた	19	22
収支報告書がまったく任意の様式により作成された	—	1
「経常経費（人件費を除く。）の内訳」又は「政治活動費の内訳」の添付漏れ ※H②は「その他」欄に記載された事項	11	5
その他	22	31
(主なもの) <ul style="list-style-type: none"> <li>・「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳」の添付漏れ</li> <li>・様式その13（支出の総括表）の備考欄への金額の記載漏れ</li> <li>・収支報告書と領収書等の記載内容の不一致</li> <li>・収支報告書内の表間突合の不一致</li> <li>・報告対象期間外（前年・翌年）の支出を計上</li> </ul>		

●上記の「あった」を選択したもののうち、特に今回大きく変化したものなどについて3団体から以下の回答があった。

- ・収支報告書との記載の不一致などが多くの団体で見られた
- ・支出金額の計算ミスが多い
- ・様式その14（経常経費（人件費を除く。）の内訳）、15（政治活動費の内訳）の項目別区分の記載がない
- ・様式その16（交付金）の添付漏れ・記載不備が例年どおり多かった

※「あった」とする団体について

(単位：選管数)

不備等を指摘した団体の割合	1～3割	4～6割	7～10割	計
平成22年分に比し				
減っている	6	1	0	7
ほとんど変わらない	10	9	11	30
増えている	0	2	0	2
小計	16	12	11	39
不明				2

Q2. 収支報告書と併せて提出する書類について不備等を指摘する事項はありましたか？

(単位：選管数)

〈参考〉H22

●なかった	7	4
●あった	40	43
領収書等の写しの添付漏れがあった	31	32
領収書等を徴し難かった支出の明細書の添付漏れがあった	25	25
振込明細書に係る支出目的書の添付漏れがあった	23	31
政治資金監査報告書の提出義務を知らなかった	3	7
領収書等の編さんがずさんで、各支出との対応関係が分かりにくいものがあった	23	22
その他	15	18
(主なもの) <ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書の必要記載事項(支出の目的、金額、年月日)漏れ</li> <li>・領収書等を徴し難かった支出の明細書への会計責任者の押印漏れ</li> <li>・領収書等を徴し難かった支出の明細書の記載漏れ</li> <li>・監査報告書の記述が実態と合っていない</li> <li>・監査報告書がいかげんに記載されている</li> <li>・収支報告書と領収書等の記載内容の不一致</li> <li>・領収書等の写しが薄く判読できない</li> </ul>		

### 3. 政治資金監査報告書の記載内容について

Q 4. 政治資金監査報告書の基本的な記載内容（あて名、年月日等）について不備等を指摘する事項はありましたか？

(単位：選管数)

〈参考〉H22

●なかった	31	19
●あった	16	28
国会議員関係政治団体の名称が当該団体が都道府県選挙管理委員会に届け出た名称以外のものになっていた	6	8
代表者の氏名が当該団体の代表者名以外のものになっていた	4	6
登録政治資金監査人の署名が自署かつ押印されていなかった	7	18
登録番号が記載されていなかった	0	0
研修修了年月日が記載されていなかった	0	0
その他	7	12
(主なもの) ・支出がないにも関わらず監査の結果において、明細書、領収書等、徴難明細書及び振込明細書を確認した旨の記述 ・監査報告書の年月日が収支報告書の宣誓書の年月日より後の日付で記載 ・記載例と全く異なる監査報告書を提出 ・監査報告書がA3サイズで提出		

Q5. 政治資金監査報告書の「1. 監査の概要」の中で、不備等を指摘する事項はありましたか？

(単位：選管数)

<参>H②

●なかった	33	26
●あった	14	21
定期分の収支報告書で「平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書」と記載されていなかった	3	1
解散分の収支報告書で「平成×年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書」と記載されていなかった	8	16
政治資金監査対象書類が「当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書」と記載されていなかった	5	8
登録政治資金監査人の責任において政治資金監査の結果を報告する書類が「収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書」と記載されていなかった	4	6
政治資金監査を主たる事務所以外で実施した場合にその理由が明記されていなかった	2	9
その他	7	6
(主なもの) ・ 国会議員関係政治団体の名称の記載誤り ・ 監査対象期間の記載誤り ・ 監査対象年の記載について、平成22年9月改定前のテキストの政治資金監査報告書記載例により「平成×年1月1日から平成×年12月31日まで」と記載されている		

●上記の「あった」を選択したもののうち、特に今回大きく変化したものなどについて1団体から以下の回答があった。

・ 監査場所を主たる事務所以外で行った場合に不備（住所の併記がされていない）の記載が目立った

Q 6. 政治資金監査は、国会議員関係政治団体の主たる事務所で行われなかった場合、実施場所を具体的に特定して、政治資金監査報告書の「1. 監査の概要（4）」に記載しなければなりません。

国会議員関係政治団体の主たる事務所で行われなかった政治資金監査のうち、住所が併記されていないものはありましたか？

(単位：選管数)

●すべての政治資金監査が主たる事務所で行われていた	10
---------------------------	----

※主たる事務所で行われなかった政治資金監査があったとする団体について

(単位：選管数)

住所が併記されていない割合 主たる事務所で行われなかった割合	全て併記されていた	1～3割併記されていない	4～6割併記されていない	7～10割併記されていない	計
1割	9	5	5	9	28
2割	1	0	2	0	3
3割	0	1	0	2	3
4割	1	1	0	1	3
5割以上	0	0	0	0	0
計	11	7	7	12	37

Q 7. 記載例（2）で政治資金監査報告書の提出があった政治団体のうち、「2 監査の結果」の（2）で、会計帳簿に記載不備があった事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等のうち該当する事項）を具体的に明記していない事例はありましたか？

(単位：選管数)

<参考>H②

●なかった	43	44
●あった	0	2(5件)

※無回答4団体

Q 8. 記載例（3）で政治資金監査報告書の提出があった政治団体のうち、領収書等の亡失等があるにもかかわらず、領収書等亡失等一覧表を添付していない政治資金監査報告書はありましたか？

(単位：選管数)

<参考>H②

●なかった	40	43
●あった	3(3件)	3(5件)

※無回答4団体

Q 9. 記載例（3）で政治資金監査報告書の提出があった政治団体のうち、（別記）に次の3例以外の事項が記載されていたものはありましたか？

- ・領収書等亡失等一覧表
- ・支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費
- ・当該団体に対して発行されたとは推認されない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの

(単位：選管数)

<参考>H②

●なかった	43	41
●あった	1	3
(主な記載例) ・震災で書類が滅失したことにより、会計責任者が、収支報告書において不明とし、記載できないとしている支出		

※無回答3団体

Q10. 選挙管理委員会の立場として、登録政治資金監査人に対してアドバイスや改善を促したい点等がありますか？

(単位：選管数)

<参考>H②

●ない	28	28
●ある	19	19
(主な意見等) ・収支報告書の必要記載事項（支出の目的、金額、年月日、支出を受けた者の氏名及び住所）と領収書等などとの突合の徹底 ・監査報告書の「2 監査の結果」の(1)(3)(4)の記入不備（特に徴難明細書が存在しない場合に(4)の記述を省略）の是正 ・前年度作成した報告書や他の政治団体あての監査報告書を使いまわしている場合、内容を修正していないものがあつた ・収支報告書が出来上がっていないにも関わらず、監査報告書のみ出来上がった状態で提出にきた国会議員関係政治団体があつた ・領収書の編纂がずさんで、記載された支出との突合に苦慮する報告書があり、再度の作成に近い補正を命令した		

#### 4. 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応について（※回答時点の状況）

Q11. 収支報告書の支出の内容を訂正する際に、登録政治資金監査人の確認を受けたことを証する「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」又は「訂正に係る政治資金監査報告書」を提出した政治団体はありましたか？

また、登録政治資金監査人の確認を受けることなく、収支報告書の支出の内容を訂正した政治団体はありましたか？

(単位：選管数) <参考>H②

●収支報告書の支出の内容を訂正した政治団体は存在しなかった	29	20
-------------------------------	----	----

(単位：選管数) <参考>H②

●登録政治資金監査人の確認を受けて収支報告書の支出の内容を訂正した政治団体があった	5	9
支出の金額が訂正された	5	5
支出の項目が訂正された	0	0
支出の年月日が訂正された	1	2
支出自体が削除された	0	2
その他	1	2
・支出自体の追加		

(単位：選管数) <参考>H②

●登録政治資金監査人の確認を受けずに収支報告書の支出の内容を訂正した政治団体があった	14	20
支出の金額が訂正された	9	10
支出の項目が訂正された	4	8
支出の年月日が訂正された	8	16
支出自体が削除された	1	4
その他	7	12
(主なもの)		
・支出を受けた者の名称及び住所の訂正		
・本部又は支出に対して交付した交付金の欄の記入漏れの訂正		
・徴難明細書の訂正		
・支出自体の追加		

※重複回答1団体

Q12. 領収書等が再発行された場合等、収支報告書自体には変更がないものの、支出の内容を証する書面に変更が生じた場合に、登録政治資金監査人の確認を受けたことを証する「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」を提出した政治団体はありましたか？

また、登録政治資金監査人の確認を受けずに変更した政治団体はありましたか？

(単位：選管数) <参考>H②

●収支報告書自体に変更はないものの、支出の内容を証する書面に変更が生じた政治団体は存在しなかった	4 4	4 0
--	-----	-----

(単位：選管数) <参考>H②

●登録政治資金監査人の確認を受けて支出の内容を証する書面を変更した政治団体があった	1	1
領収書等が再発行された	0	0
領収書等を徴し難い事情がないことが明らかになり、領収書等亡失等一覧表を作成した	0	0
その他	1	1

(単位：選管数) <参考>H②

●登録政治資金監査人の確認を受けずに支出の内容を証する書面を変更した政治団体があった	2	6
領収書等が再発行された	2	3
領収書等を徴し難い事情がないことが明らかになり、領収書等亡失等一覧表を作成した	1	0
その他	0	3

Q13. 政治資金監査の対象となった事実に変更はないが、政治資金監査報告書の記載誤りがあったため、「訂正後の政治資金監査報告書」を提出した政治団体はありましたか？

(単位：選管数) <参考>H②

●なかった	4 3	4 4
●あった	4	2
(記載誤りの具体的事例)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代表者の氏名の訂正</li> <li>・ 監査対象資料の訂正</li> <li>・ 解散団体に対する条文の訂正</li> </ul>		

5. 少額領収書等の写しの開示制度について (※回答時点の状況)

Q14. 制度が始まって以来、公序良俗違反と認められたため不開示決定をした案件は？

(単位：選管数)

<参考>H22

●今のところない	47	47
●あった	0	0

Q15. 政治資金適正化委員会が具体的指針として示した事項以外で、公序良俗違反として検討すべきと考えられる事例はありますか？

(単位：選管数)

<参考>H22

●今のところない	47	47
●あった	0	0

Q16. 訴訟は？

(単位：選管数)

<参考>H22

●今のところない	47	47
●あった	0	0

## 6. その他

### Q17. 政治資金適正化委員会に対する意見、要望等

	(単位：選管数)	〈参考〉H22
登録政治資金監査人に対する研修を充実してほしい	4	2 5
Q & Aを充実してほしい	4	3 2
政治資金適正化委員会のHPを使いやすくしてほしい	0	5
選挙管理委員会への定期的なメールの発出等連絡を密に してほしい	0	1 0
その他	6	1 0
(主なもの) ・ 監査報告書の記載例が変更になったのに、旧記載例で提出する登録政治資金監査人に通知をしてほしい ・ 研修修了時に成果テストを実施し登録政治資金監査人の質を保持するようしてほしい。また、一定のレベルに達しない登録政治資金監査人を指導・育成し、不備な監査報告書が提出されることがしないようしてほしい ・ 監査報告書の不備率が高い。記載例とは似ても似つかない監査報告書(使途等報告書の監査意見書の形式で作成したもの)を提出しようとした政治団体があった ・ 選挙管理委員会向けのチェックリスト等を作成していただきたい(現段階では、監査報告書について、どこまでの不備を指摘するかなどが不明確なため、明確な基準をお示しいただきたい。)		

※H 2 2 年分調査では回答方法が選択及び自由記載であったが、H 2 3 年分は自由記載のみに変更

## Ⅱ. 政治資金監査報告書の記載不備等の是正に関する今後の対応方針（案）

### ●調査結果

#### 1. 収支報告書（支出部分）について（Q1）

支出部分に関する不備については、全体的には減少傾向にあるものの（前回に比べれば減ったとする選管は7）、依然として、多くの選管から不備があった旨指摘されている（41選管）。

【総務大臣分も同様の事例あり】

#### 2. 収支報告書と併せて提出する書類について（Q2）

依然として、領収書等の写しや徴難明細書等の添付漏れの類については多くの選管から指摘されている（40選管）が、振込明細書に係る支出目的書の添付漏れについては相当減少している（31選管→23選管）。

また、領収書等の写しの編さんがずさんで各支出との対応関係が分かりにくいものがあった旨の指摘も多い（23選管）。

【総務大臣分も同様の事例あり】

#### 3. 政治資金監査報告書の記載について

##### （1）あて名、監査人名等の記載（Q4）

登録政治資金監査人の署名が自署かつ押印されていない不備が大きく減少（18選管→7選管）するなど基本的事項に係る不備の指摘は減少傾向にはあるものの（28選管→16選管）、依然として、国会議員関係政治団体の名称やあて名の記載誤りなど比較的軽微な不備についての指摘は多い。

【総務大臣分も同様の事例あり】

##### （2）監査の概要及び監査の結果の記載（Q5、7、8、9）

依然として、政治資金監査報告書による報告事項の趣旨や、用語の使い方について周知が徹底していなかったり、登録政治資金監査人の理解が必ずしも十分でなかったりすることにより、政治資金監査報告書の記載内容の齟齬があった旨指摘されている。

【総務大臣分も同様の事例あり】

また、少数ではあるが、領収書等亡失等一覧表が添付されていなかった事例（3選管3件）も報告されている。

##### （3）主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の記載（Q6）

政治資金監査の実施場所が主たる事務所と異なる場合には、その理由を具体的に記載し、実施場所を特定することとしているが、実施場所について住所が併記されていないものが見受けられた（26選管）。

【総務大臣分も同様の事例あり】

## ●対応方針

### 1. 政治資金監査マニュアルの改定

- 政治資金監査マニュアルの記載内容を見直し、政治資金適正化委員会が示した見解等を集約し一覧性を向上
- ホームページへの掲載やフォローアップ説明会等の機会を通じ周知徹底

### 2. 関係士業団体との連携

- 関係士業団体が主催する士業者向け研修会等の機会も活用するなど、関係士業団体と連携

### 3. フォローアップ説明会への積極的な参加の促進など

- より多くの登録政治資金監査人が参加できるよう、引き続き全国の各ブロックで開催するとともに、今年度と同様に開催実績のない地区で開催
- 新たに、日中に参加できない登録政治資金監査人のために夜間開催を実施するとともに、年度前半の説明会に参加者が集中する状況を改善するため、年度当初に通年開催計画（日時や場所を明記したもの）を公表
- 本調査で見受けられた事例（任意様式のものなど）の紹介も交えながら、政治資金監査報告書の正確な記載等について周知徹底
- 政治資金監査あるいは政治資金監査報告書の作成に関して判断が困難な事案があった場合には、政治資金適正化委員会へ照会するよう周知徹底

### 4. 「政治資金監査に関するQ & A」の充実

- Q & Aを追加・改定した場合は、ホームページへの掲載やフォローアップ説明会等の機会を通じ、速やかに周知徹底
- 今年度上期に実施した登録政治資金監査人アンケートでの指摘を踏まえ、Q & Aを追加・改定した場合は、当該Q & Aを個別に掲示することでホームページの利便性を向上

### 5. 「政治資金監査報告書チェックリスト」の積極的活用の促進

- 既に多数の政治資金監査人に活用されている（活用した83.5%、今後活用していきたい97.3%（平成24年度登録政治資金監査人アンケート））ものの、一部の登録政治資金監査人に活用されていないため、引き続き、ホームページへの掲載やフォローアップ説明会等の機会を通じ、積極的活用を促進
- 政治資金監査報告書チェックリストの活用について、政治資金監査マニュアルの改定の際にマニュアル本文に掲載



## 平成23年分政治資金関係事務に係る 都道府県選挙管理委員会事務担当者アンケート

- Q 1. 政治資金規正法上、登録政治資金監査人に対しては一定の業務制限が設けられていますが、新聞報道（2010/12/1 読売新聞等）などで現行法令上の違反に当たるものではないものの、登録政治資金監査人の「外部性の確保」について疑義が呈された例もあります。これを踏まえ、把握している範囲で、以下の事例があれば教えてください。

(単位：選管数)

事例のあった選挙管理委員会	5
親子・兄弟等の一定の近親関係にある者	0
当該の国会議員に係る他の政治団体の代表者又は当該国会議員に係る公職選挙法第180条の出納責任者の立場にある者	1
年の途中まで国会議員関係政治団体の会計責任者の役職にあった者	0
政治献金をしている者	4
会員又は党員になり会費又は党費を支払っている者	0
その他新聞報道等で問題とされた事例	0

- Q 2. 2号団体については、平成19年法改正前の被推薦書に代えて、2号団体該当通知をもって行うこととされましたが、法改正前に租税特別措置法第41条の18第1項の規定による寄附金控除の適格団体として既に設立されていた政治団体は、法改正後の2号団体に該当するものとしてどの程度届出が行われましたか。(新聞報道(2011/12/1 読売新聞等)などで、活動実態は変わらないのに、一部の団体を国会議員関係政治団体から外す例について報道されています。)

(単位：選管数)

改正前の1～3割程度届出が行われた	3
改正前の4～6割程度届出が行われた	5
改正前の7～9割程度届出が行われた	4
改正前の10割程度届出が行われた	1
ほぼ変わらない	11
分からない	23

Q 3. 都道府県選挙管理委員会事務局と登録政治資金監査人との間で意見交換を行うことが必要と思われますか。

(単位：選管数)

有意義である	4
(理由) ・国会議員関係政治団体の収支報告書は、政治資金監査人による監査済みであっても、例年、形式上の誤りが散見されることから、情報交換を行い、誤りの多い事例等の情報を共有することで、収支報告書の正確性が向上すると考えられる	
多少意義はある	16
(理由) ・政治団体に対する指導・助言等の標準化に資すると考えられる ・監査における問題点について、都道府県選挙管理委員会事務局が情報を共有することは、政治資金収支報告書の記載について指導するにあたり有用となる可能性があると考え ・細かいミスが散見されたり、監査報告書の内容を読むと、実際に監査が適正に行われているか疑問に思うこともある。注意していただきたい点を伝えることについては、意味があるのではと考える ・意見交換により事務の効率化が図れると思われる ・監査人の監査報告書が添付されていても、修正が必要なケースが多いため	
意義はない	11
(理由) ・総務省からの通知等をしっかり守っていただければ、特に問題はない ・都道府県ごとに対応が異なることはないため、個々の都道府県と意見交換を行う必要はないと考える ・意見交換を行うべき事項がない ・政治資金監査の統一的な運用を図る観点から、意見交換の窓口は、貴委員会に一本化しておくことが望ましいと考える。収支報告書の記載等に係る一般的な事項については、個別に問い合わせをすればよい	
わからない	16
(理由) ・現状では特に問題はなく監査報告書の添付がなされており、疑義照会もほとんどない ・収支報告書の収支に誤りがあっても「問題無し」として監査報告書を出してくるような監査人がいる現状では、相手を信用、尊重した「意見交換」にはならないのではないかと感じる ・登録政治資金監査人の質の向上を強く望みますが、一部の登録政治資金監査人と意見交換をしても、質の向上にはつながらないと思う ・政治資金適正化委員会で研修を実施していただいているので十分ご理解いただいていると思う ・意見交換の趣旨が不明	